

公 告

このたび中標津町及び別海町の一部を受益地域とする土地改良（計根別地区（区画整理））事業を道営土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 85 条第 5 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき関係市町村と協議をしたいので、法第 85 条第 6 項の規定により公告し、関係書類を縦覧します。

また、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、法第 85 条第 7 項の規定により、意見書を提出してください。

なお、縦覧及び意見書の提出方法等については次のとおりです。

令和 7 年 10 月 22 日

申請人

（住所）

（氏名）〔自筆〕

標津郡中標津町
字養老牛 152 番地 1

(株)「安カウ」
代表取締役
本田 勉

標津郡中標津町
字西 7560 の 3

長谷川 孝二

標津郡中標津町
字養老牛 371 番地 1

田中 洋希

標津郡中標津町
字吉幌 1513

宮武 康司

標津郡中標津町
西 7794 の 2

太田 裕子

1 縦覧について

(1) 関係書類の名称

土地改良事業計画概要書

(2) 縦覧期間

令和7年10月22日から令和7年11月11日まで

(3) 縦覧場所

中標津町のウェブサイト

「仕事・産業＞農林畜産業＞農業」のページに掲載

2 意見書の提出方法等について

(1) 意見書の提出先

n o u m u @ n a k a s h i b e t s u . j p

(2) 意見書の提出期限

令和7年11月11日（必着）

(3) 意見書の提出上の注意

ア 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。意見書には、個人にあっては住所及び氏名を、法人にあっては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをする場合があるため、お尋ねするものです。

イ 提出いただいた意見は、公表する場合があります。また、提出いただいた当該意見に対して個別には回答は致しませんので、あらかじめ御了承ください。

ウ 電話での意見はお受けできません。

エ 郵便での意見書の提出を希望される場合は、中標津町農林課までお問い合わせください。